

第1号様式(第6条関係)

相模原市野良猫等の不妊去勢手術助成金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

相模原市長宛て

フリガナ		電話番号	
氏名	※自署の場合は押印不要。 ⑩		
住所	〒 相模原市 (緑区・中央区・南区)		

年度において次のとおり交付していただきたく、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第20条第1項の規定により申請・報告します。

1	補助事業等の名称	相模原市野良猫等の不妊去勢手術助成金交付事業
2	補助金等の名称	相模原市野良猫等の不妊去勢手術助成金
3	申請金額	円
4	事業成果の説明	おす（ ）頭・めす（ ）頭の不妊去勢手術を実施した。
5	添付書類	(1) 補助金等概要調書 (2) 補助事業実績調書 (3) 相模原市野良猫等の不妊去勢手術完了証明書 (4) 領収書等、手術にかかる費用を支払ったことを証する書類

※手術後40日以内(手術日を含む。)に申請書を提出してください。複数頭申請する場合は、最も手術日の古い猫の手術後40日以内(手術日を含む。)が期限となります。

同意欄 ☐	手術実施等にあたって生じた問題については申請者が一切の責任を負います。
---------------------------------	-------------------------------------

【助成金の対象となる条件】

- 1 相模原市人と猫との共生社会支援サポーター事業実施要綱第6条における登録を受けた者であること。
- 2 主に相模原市内に生息し、かつ、市内で捕獲した**野良猫**等であること。
- 3 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設届出をしている動物病院で手術を受けた猫であること。

職員確認欄		第3条(2)
	確認方法	確認者

※ 次の事項について了承の上、申請を行ってください。

1 交付の決定の取消し（規則第24条及び第32条関係）

次のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定後、その決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときその他補助金等を交付することにつき市長が不相当と認めるとき。
- （2）補助金等の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるとき。

2 補助金等の返還（規則第25条関係）

1により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、市の定めた期限までにその返還をしていただきます。

3 他の補助金等の一時停止等（規則第26条関係）

2による補助金等の返還に応じない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

4 帳簿の備付け（規則第29条関係）

補助金等の交付を受けた場合は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、整備し、5年間保存してください。ただし、市長が別に定める場合については、この限りではありません。